

# 「静岡県発達支援のための基本指針」

## 目次

### I 策定にあたって

### II 全体像

### III 支援体制

- 1 乳幼児期（0歳～6歳）
- 2 学齢期（7歳～18歳）
- 3 成人期（19歳～）

### IV 主な支援一覧

- 1 乳幼児期（0歳～6歳）
- 2 学齢期（7歳～18歳）
- 3 成人期（19歳～）

## I 策定にあたって

厚生労働省の「障害児支援の在り方に関する検討会」が今後の障害児支援の在り方についての検討をまとめた報告書「今後の障害児支援のあり方について～『発達支援』が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」において、基本理念の検討において、以下の点を挙げています。

- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するため専門的役割の発揮
- 家族支援の重視
- 支援に係る情報の共有化

このほか、「縦横連携」におけるライフステージごとの個別の支援の充実として

- ・ 保育、母子保健等と連携した保護者の「気づき」の段階からの支援
- ・ 学校等と連携した学齢期の障がいのある子の支援
- ・ 学校卒業後を見据えた支援などが挙げられています。

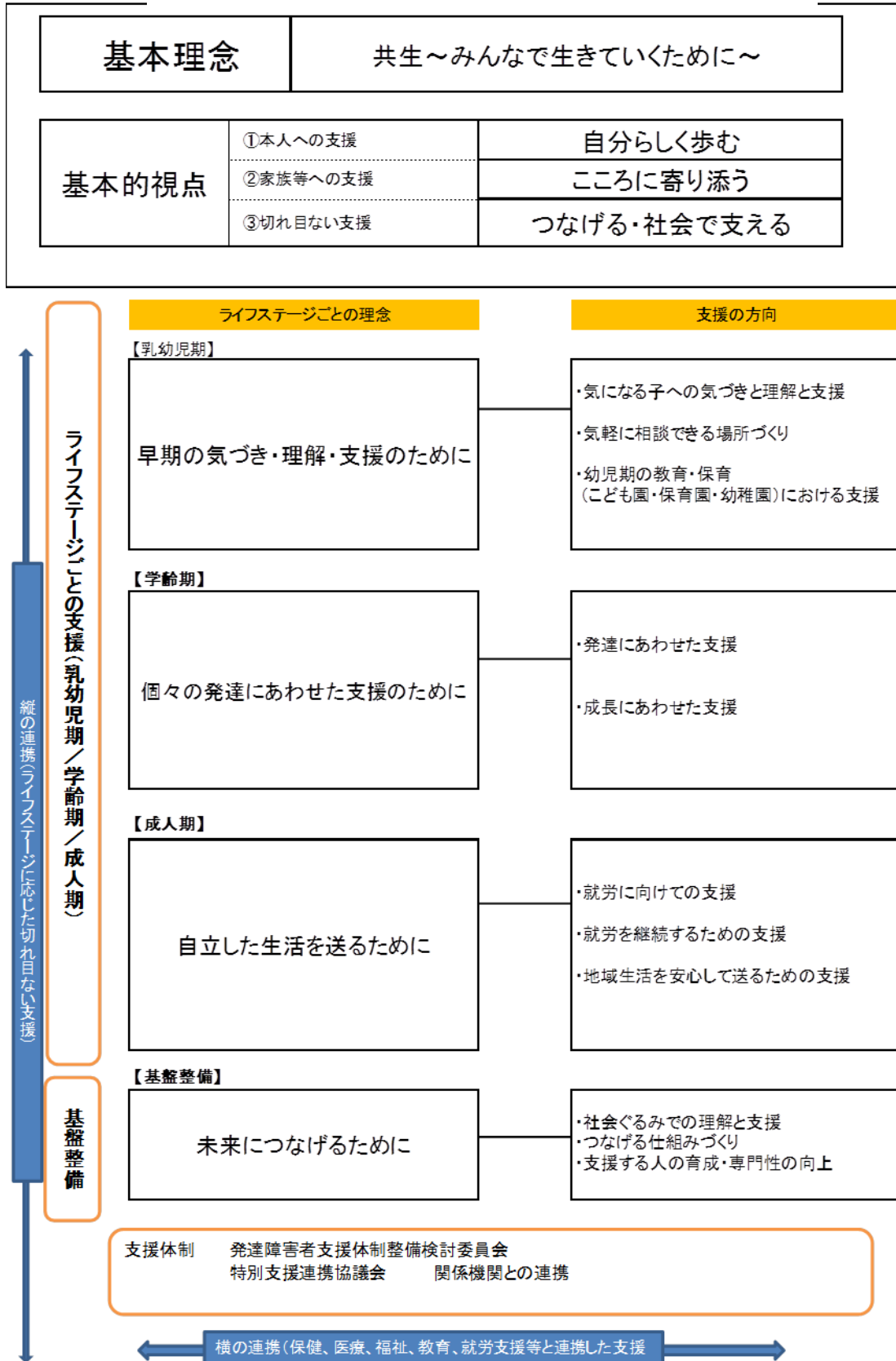
「第3次静岡市総合計画」重点プロジェクト「共生」では、多様な個性を持つ市民が互いに尊重し、共に暮らすまちの実現に取り組むことを「和の精神（人々がお互いに親しみをもって助け合い、他人のことを思いやる心）」で行うこととされており、「基本指針」に掲げる3つの「基本的視点」は、支援を求める人、支える人が互いに思いやりのこころ、和の精神をもって支え合うこととしたものです。

また、「静岡市障がい者福祉計画」の基本理念は「障がいの有無に関わらず、互いに尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現」を掲げ、関係団体、地域住民、行政等が協働のもとにその実現を目指しています。

「基本指針」における「基本理念」に掲げる「共生～みんなで生きていくために～」は、発達支援においても、地域社会で互いに包容（インクルージョン）を推進しながら支え合い、安心して共に生きていくことを目指しています。

基本指針の考え方にに基づき、関係機関が「共通の理念」を持って取り組むとともに、体制の強化と支援の実効性が向上することで、発達に支援が必要な人と支援する人が安心して生活し、共に自分らしく人生を歩んでいくことを目指します。

## Ⅱ 全体像【静岡市発達支援のための基本指針】



## 「基本理念」 共生～みんなで生きていくために～

日常生活において、発達に支援が必要な人が、自分らしく安心して人生を歩み、また地域で暮らす人が発達の特性を理解しながら、ともに生きていくことができる地域社会を目指していきます。

あわせて、総合計画が目指す「共生」のまち、障がい者福祉計画の基本理念である「共生都市」の実現を進めていきます。

- |         |           |               |
|---------|-----------|---------------|
| 「基本的視点」 | ① 本人への支援  | 「自分らしく歩む」     |
|         | ② 家族等への支援 | 「こころに寄り添う」    |
|         | ③ 切れ目ない支援 | 「つなげる・社会で支える」 |

基本理念を実現するために、支援する人が共通の認識を持つことが必要です。指針では、全ライフステージ共通の「基本的視点」として、

- ①本人への支援
- ②家族等への支援
- ③切れ目ない支援としました。

### ① 本人への支援 「自分らしく歩む」

一人ひとりの個性と能力が発揮できるよう支援を行い、自分の持てる力を伸ばし、自分らしく人生を歩む視点を持って支えていきます。

### ② 家族等への支援 「こころに寄り添う」

本人を支える家族や支援者が、メンタル的にも安心して支援ができるよう丁寧にこころに寄り添う視点を持って支えていきます。

### ③ 切れ目ない支援 「つなげる・社会で支える」

ライフステージが変わるごと関係する機関が異なってきます。支援する人同士が丁寧に切れ目なく次への支援をつなげるとともに、一人ひとりが理解し合い社会全体で支えていきます。

## 1 「ライフステージの理念」と「基盤整備」

乳幼児期、学齢期、成人期のライフステージの支援として、「基本理念」と「基本的視点」に基づき、「ライフステージの理念」を定め、切れ目ない支援を行っていきます。

また、各ライフステージをつなげることや社会全体で支えるための基盤整備を図っていきます。

### (1) 乳幼児期／ライフステージの理念

#### 「早期の気づき・理解・支援のために」

早期の気づきや理解を促すことで、発達に困ることなく人生を歩むための支援を行っていきます。

基本的視点 ①乳幼児の支援 ②家族等への支援 ③切れ目ない支援

### (2) 学齢期／ライフステージの理念

#### 「個々の発達にあわせた支援のために」

発達の症状は現れる時期が異なり、適切な時期にその症状にあわせた支援が重要です。個々の発達や成長にあわせ、丁寧に対応し、生きづらさを感じることなく自分の力で地域生活を送るための支援を行っていきます。

基本的視点 ①児童・生徒への支援 ②保護者への支援 ③切れ目ない支援

### (3) 成人期／ライフステージの理念

#### 「自立した生活を送るために」

自立した生活を送るために、発達の特性に応じた適切な就労の機会の確保や、地域における生活支援を行うことで、地域の方と共に生活を送るための支援を行っていきます。

基本的視点 ①本人への支援 ②-1 家族・支援する人への支援  
②-2 事業者への支援 ③切れ目ない支援

### (4) 基盤整備／「未来につなげるために」

社会全体が発達や支援に対する理解を持ち、共に手を差し伸べることのできるよう、周知等を行っていきます。

ライフステージに応じた支援を切れ目なく行っていくためには、その人がいつ

から、どのような状況であったか、どんな支援を受けてきたかといった情報がどのステージでも必要です。情報の共有や、支援する人の育成で支援体制の基盤整備を行っていきます。

## 2 「支援の方向」

ライフステージの理念に沿った支援を3つの基本的視点で行うため、各支援策を「支援の方向」として体系的にまとめました。

### 【乳幼児期】「早期の気づき・理解・支援のために」

- 発達の気になる段階での気づきを促すため、気軽に相談できる場所づくりを行い、家族等と支援する人が共通理解をもって支援していきます。
- 教育や保育の場においても、支援の力を育て、本人が将来自分らしさをもって生活できるよう支援していきます。

ライフステージの理念	支援の方向
早期の気づき・理解・支援のために	気になる子への気づきと理解と支援
	気軽に相談できる場所づくり
	幼児期の教育・保育 (こども園・保育園・幼稚園)における支援

### 【学齢期】「個々の発達にあわせた支援のために」

- 本人の発達や、特性に応じた支援をしていきます。
- 学齢期では、本人が小・中・高と成長していくなかで、支援を次のステージへつなげていくことが重要であるため、本人の成長にあわせて支援していきます。

ライフステージの理念	支援の方向
個々の発達にあわせた支援のために	発達にあわせた支援
	成長にあわせた支援

### 【成人期】「自立した生活を送るために」

- 発達の特性に合った適切な就労の機会が確保できるよう就職相談や就労移行支援を行ない、支援していきます。
- 就労後は、特性に合わせた働き方や職場における特性の理解等職場定着に向けての支援をしていきます。(各委員に文案確認依頼中)
- 安心して地域生活を送ることができるよう本人をはじめ地域の住民が障がいへの理解を深め、相互に支え合いながら共に生活できるよう支援していきます。

ライフステージの理念	支援の方向
自立した生活を送るために	就労に向けての支援
	就労を継続するための支援
	地域生活を安心して送るための支援

### 【基盤整備】「未来につなげるために」

- 社会全体が発達障がいの特性や発達支援に理解を持って共に歩むよう、周知等を行っていくとともに、各ライフステージをつなげるための基盤整備を行っていきます。
- 相談支援ファイル「すくすくファイル」「サポートファイル」を活用し、関係機関同士の縦横の連携や本人への支援記録をつないでいきます。
- 支援する人の育成を行い、支援体制の基盤整備を行います。

基盤整備	支援の方向
未来につなげるために	社会ぐるみでの理解と支援
	つなげる仕組みづくり
	支援する人の育成・専門性の向上

## 3 「主な支援一覧」

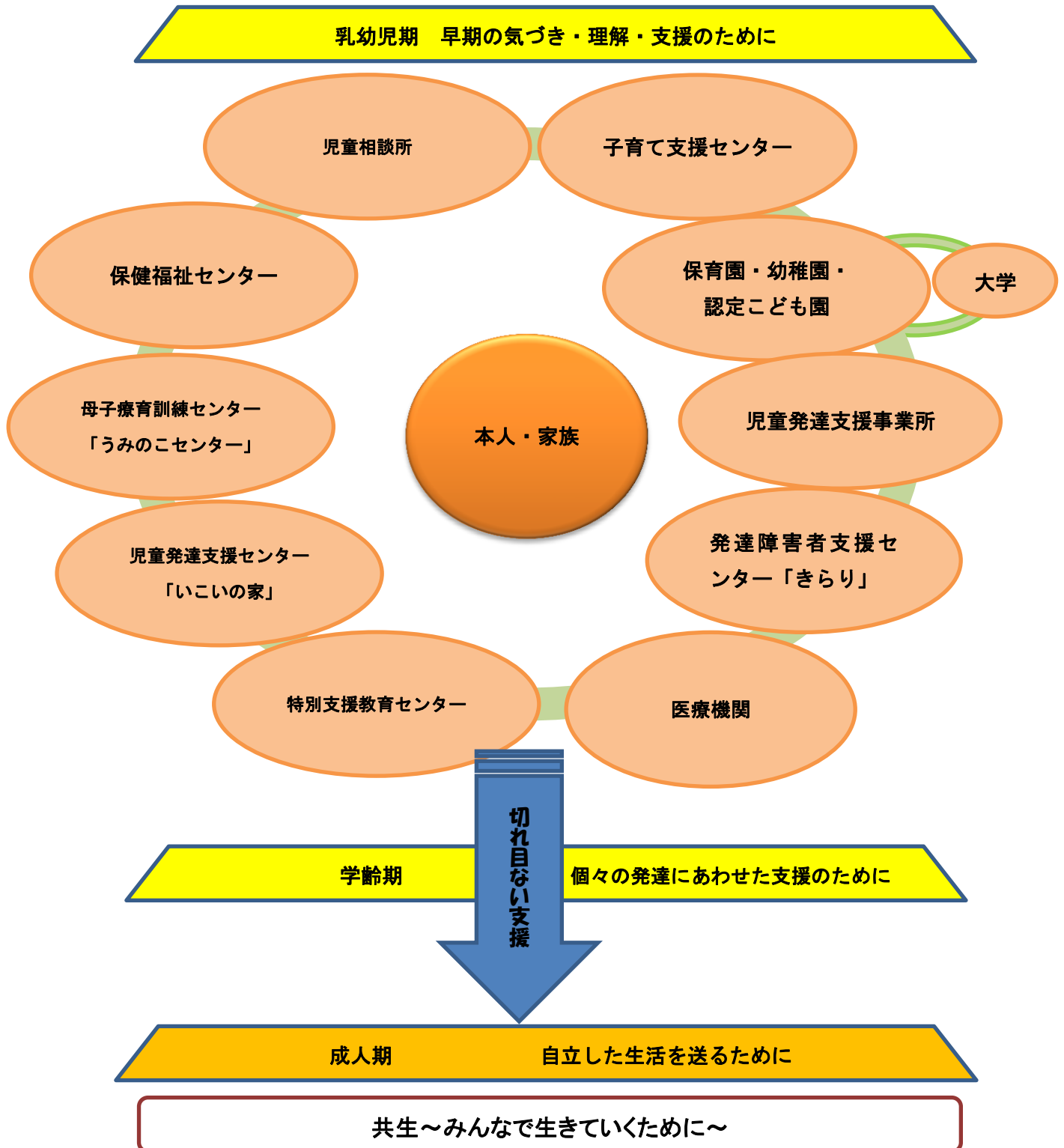
主な支援一覧：乳幼児期、学齢期、成人期それぞれのライフステージごとの支援策を一覧でまとめました。

○乳幼児期：P11    ○学齢期：P12    ○成人期：P13

### Ⅲ-1 支援体制【乳幼児期】

#### 1 支援体制 ～関係機関との連携～

発達が気になる子を支援機関へつなぐこと、支援機関から就園、就学につなげるために、発達障害者支援体制整備検討委員会や特別支援連携協議会等を通じ、関係機関との連携を深めていきます。

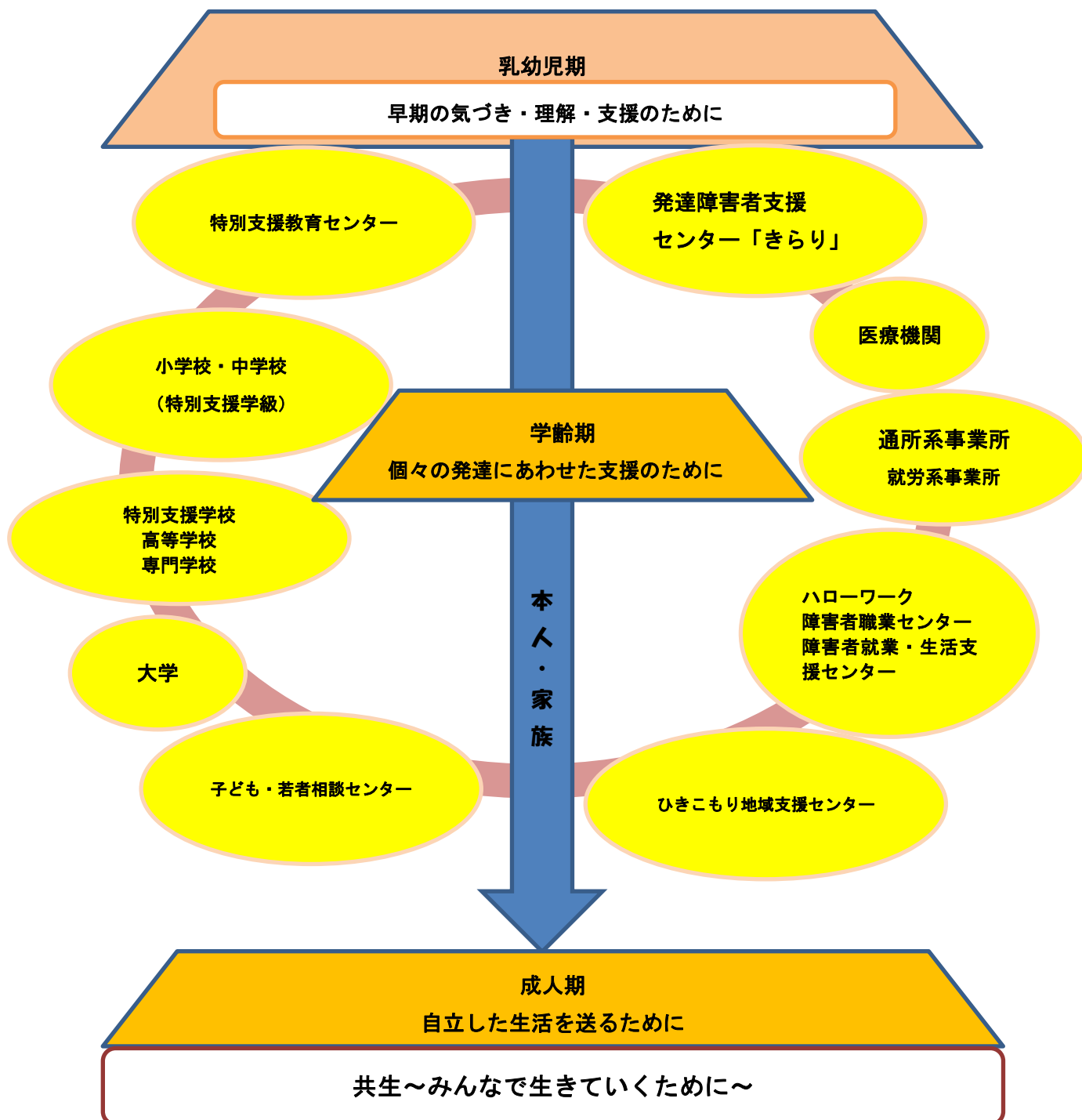




### Ⅲ-2 支援体制【 学齢期 】

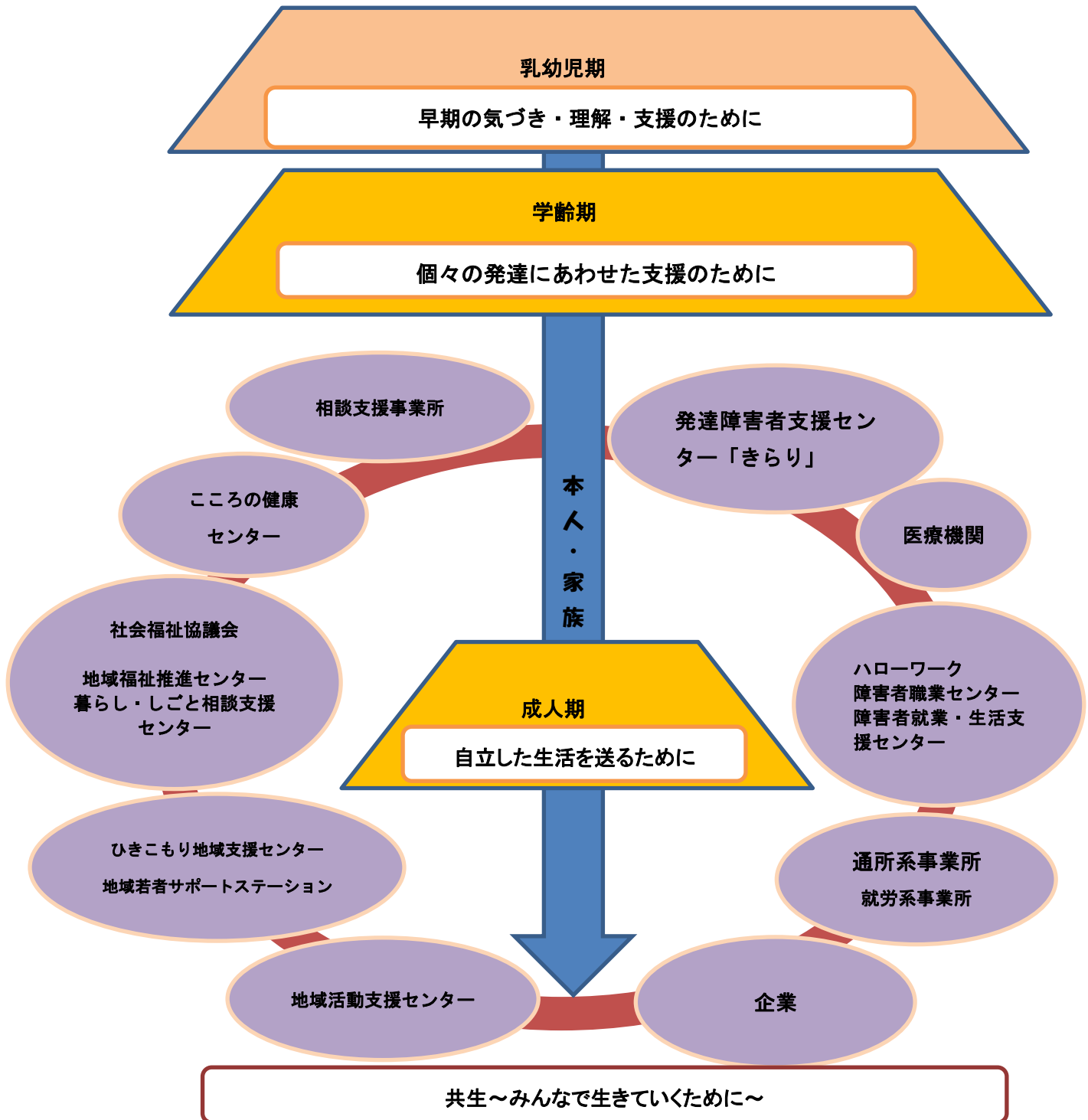
発達が気になる子を就学につなげる事業を推進するとともに、年齢に応じた支援を学校ぐるみで支援する体制や関係機関との連携で、障がいの特性に応じた、自立生活への基礎をつくるための支援をしていきます。

自分の気持ちを伝えることができる、多くの人が支えていることに気づき「ありがとう」が言える、感謝の気持ちを育むなどの社会性を育てていきます。



### Ⅲ-3 支援体制 【成人期】

平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法では、障がいの定義や障がいへの理解促進等が盛り込まれました。また、平成 28 年の法改正で特に成人期においては、「発達障がい者の特性に応じた適切な就労の機会の確保」「地域での生活支援」と一層の地域支援機能の強化が求められています。相談範囲を明確にしながらも障がいの特性に対応した自己意思決定支援、生活支援、職場適応支援を関係機関と連携し実施していきます。



# IV 主な支援一覧

## ライフステージごとの支援 1 乳幼児期「早期の気づき・理解・支援のために」 (主な支援一覧)

場所 年齢	保健福祉センター 駿河区/南部 清水区/清水	葵区/城東 清水	東部 蒲原	北部 長田	薬科	認定こども園等	子育て支援センター	家庭児童相談室(各区福祉事務所)	児童相談所	児童発達支援センター 児童発達支援事業所	母子療育訓練センター	特別支援教育センター	地域リハビリテーション推進センター	発達障害者支援センター(きらり)	医療機関
0歳	こんにちは赤ちゃん事業 (新生児・産婦訪問) (こんにちは赤ちゃん訪問)														
1歳	・4か月児健康診査 ・6か月児育児相談 ・10か月児健康診査	0歳育児相談													
2歳	1歳6か月児健康診査	家庭訪問・相談	あそびの教室	発達支援健診(葵区・駿河区)・総合発達相談(清水区)	聴こえの二次検診	ママ交流会(長田)	子育てサロン(相談会 きらり)	巡回相談(静岡医療福祉センター・静岡大学)	療育相談	療育相談・療育手帳の判定	うみのこセンター(母子療育訓練センター) 親子通園・並行通園・園訪問				
3歳	2歳児育児相談					認定こども園・保育園	幼稚園			いこいの家(児童発達支援センター) 児童発達支援、保育所等訪問事業、障害児相談支援事業、親子教室					
4歳	3歳児健康診査	心理相談													
5歳															
6歳															

ライフステージごとの支援 2 学齢期「個々の発達にあわせた支援のために」（主な支援一覧）

場所 年齢	保健福祉センター	家庭児童相談室 (各区福祉事務所)	児童相談所	地域リハビリテーション推進センター	障害福祉サービス事業所	小・中学校 (通常学級) (特別支援学級)	特別支援教育センター	特別支援学校	子ども若者相談センター	ひきこもり地域支援センター	ハローワーク 障害者就業・生活支援センター等	発達障害者支援センター (きらり)	医療機関
6歳					児童発達支援		幼児言語教室						
7歳～12歳 (小学校)					放課後等デイサービス	通級指導教室 ・特別支援教育支援員による支援 ・就学相談 ・小・中学校への巡回相談	就学支援						
13～15歳 (中学校)			療育相談	療育相談		特別支援コーディネーターによる支援 ・スクールカウンセラー・巡回相談員による支援			ふれあい教室・はばたく教室 (適応指導教室)	ひきこもり等電話相談・面接相談			
16～18歳 (高校)	家庭訪問・相談		療育相談・療育手帳の判定	療育相談	障害福祉サービス			自立した社会生活への支援	不登校・ニート・いじめ相談等電話・面接相談	訪問支援 家族教室	障害者就職面接会 相談		
19歳				療育手帳の判定・相談									
20歳					就労移行支援 就労継続支援								

ライフステージごとの支援 3 成人期 「自立した生活を送るために」 (主な支援一覧)

場所 年齢	障害者就業・生活支援センター	障害者職業センター	ハローワーク	子ども若者相談センター	ひきこもり地域支援センター	社会福祉協議会	障害福祉サービス事業所	発達障害者支援センター (きらり)	医療機関	
19歳							放課後等デイサービス			
20歳										
30歳	障害者就業相談・生活相談	障害者の就職相談・職業評価・職業準備支援・職場定着支援	障害者の就職相談・障害者就職面接会	不登校・ニート・いじめ相談等電話・面接相談	ひきこもり等電話相談・面接相談 訪問支援 家族教室	知的障害者児相談・生活困窮者自立支援事業 (経済的困りごと・生活関する悩み相談)	就労移行支援  就労継続支援  障害福祉サービス	障害者相談支援 (市内11事業所)	・個別相談 ・就労支援 ・地域サポート養成	・診断 ・検査 ・訓練
40歳										
50歳	定着支援・生活相談									
65歳以上								介護福祉サービス		